

(別記)

令和6年度那珂市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

那珂市は、稲作を中心に多彩な作物の生産がおこなわれている。農地のうち、水田は約45%を占め、農家一戸当たりの水田経営面積は、1ha未満の小規模農家が約94%を占めている。

また、農家就業人口及び農家戸数は年々減少し、農業従事者の平均年齢は65.8歳になっており、高齢化とともに後継者不足が深刻化している。農業者の減少や高齢化が進む中、農地および農業用施設の適切な維持管理が困難になりつつある。

また、水稻以外の作物の生産を増加させるためには、圃場の維持管理及び圃場の整備等が課題となっている。

麦・大豆については、雑草・連作障害・最近の異常気象、また湿害による単収低下及び品質低下が顕著で、これらの克服が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農家の高齢化や後継者不足に対応し、農業所得の向上および水田農業の発展のため高収益作物や転換作物の導入を推進する。そのため麦・大豆等の転換作物を中心に大規模農家への集積を進める。

現在、市内2地区において、6つの生産組合を設置しブロックローテーションによる麦・大豆作付の取り組みを実施している。しかし、ブロックローテーションに取り組む農家においても高齢化や後継者不足が課題となりつつある。今後は後継となり得る農家の参入を推進し、ブロックローテーションの転換作物等作付面積の拡大やより意欲的な農家の効率性・生産性の向上を支援していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

那珂市では水田が連担する主要な水系において基盤整備事業が実施され、水田機能の向上が図られている。

現在、市内4地区（額田地区・五台地区・木崎地区・瓜連地区）において基盤整備事業が計画・検討されており、用排水路や農道などの整備の予定がある。これにより該当地区においては大規模農家への農地集約や大幅な作業効率の向上が見込まれており、需要に応じて畑作物の導入やブロックローテーションを視野に入れて計画的な作付を推進していく。市内全体においても、連担している圃場の多くは既に基盤整備事業が完了しており、水田として活用されている状況にある。そのため、今後もその水田機能を活かし、生産性の維持向上を目指す。また、畑作物のみを生産し続けている水田について、現地確認時に状況を把握し、畑地化の支援につなげていくとともに、畑地化支援の情報提供など普及啓発を行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米は、生産数量目標に沿った作付面積を確保するとともに、種子更新100%や栽培履歴の記帳を確立するなど安全・安心な良食味米の生産を図る。

さらに、既存のカントリーエレベーター等の利用促進により、品質及び集荷率の向上を図り、販売生産体制の整備・強化を図る。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、県優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米は、需要量の減少が続く主食用米の作付転換を促し、地元や近隣の実需者である酪農家と契約し、流通コストの削減に努める。

イ 米粉用米

米の需要拡大及び過剰作付解消の観点から、米粉パン等の加工食品の推進を図りながら、作付規模の拡大を目指す。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備及び多収性品種等の導入支援を進めるとともに、物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS用稲

麦、大豆等の連作障害を回避するため、地元畜産農家との連携の推進及び自家利用としての取組を推進する事により需要先を確保し、自給粗飼料の確保のため、作付拡大を図る。

オ 加工用米

加工用米は、JA以外の出荷業者等への系統出荷が主な需要先（加工米飯、製粉、酒造等の加工業者）であることから、安定した契約数量を確保し生産の拡大を図っていく。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆は、基幹となる畑作物であり、現行の団地による生産体制、二毛作及び連作障害等を回避するためのブロックローテーションを維持するとともに、土地利用集積面積の拡大を図る。

また、地域の出荷業者と連携し、推奨品種（カシマムギ、カシマゴール、ミカモゴールデン、里のほほえみ、納豆小粒）へ転換を図る。

飼料作物については、作付面積の拡大を図る。

飼料作物は、地元畜産農家との連携を推進すること及び自家利用としての取組を推進することにより需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取組として作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持・拡大するため、湿害対策や栽培技術の高位平準化を推進し、品質の向上・作付拡大を図り、所得の向上による経営安定を目指す。

うち、茨城県の特産品となっている常陸秋そばについては、作付面積の拡大を図り、ブランド力を高めるためにも、更なる品質の向上を図るよう推進する。

(6) 地力増進作物

ヘアリーベッチ、れんげ、ソルガム、大麦を活用して土壌を改善し、水稻以外の高収益作物を導入することで、所得の向上による経営安定や休耕地の解消を図っていく。

(7) 高収益作物等（園芸作物等）

① 野菜

「かんしょ」「レタス」、「ねぎ」、「トマト」、「はくさい」、「キャベツ」、「たまねぎ」、「じゃがいも」、「にんじん」を振興品目（「その他野菜」を含む）とする。

② 豆類

「小豆」、「落花生」、「いんげん」を振興品目（「その他豆類」を含む）とする。

③ 加工用青刈り稲・茶

「加工用青刈り稲」、「茶」、「ウコン」を振興品目とする。

④ 雑穀

「雑穀」を振興品目とする。

⑤ 花き・花木

「シクラメン」、「カーネーション」、「ばら」、「トルコギキョウ」、「チューリップ」、「グラジオラス」、「フリージア」、「しゃくやく」、「菊」を振興品目（「その他花き・花木」を含む）とする。

⑥ 果樹

「日本なし」、「うめ」、「りんご」、「もも」、「柿」、「いちじく」、「キウイフルーツ」、「栗」、「ブルーベリー」、「ぶどう」、「ゆず」を振興品目（「その他果樹」を含む）とする。

⑦ 湛水性野菜

「れんこん」、「せり」、「クレソン」を振興品目（「その他湛水性野菜」を含む）とする。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,428.7	0.0	1,387.4	0.0	1,380.0	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	133.7	0.0	117.1	0.0	140.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	35.2	0.0	38.1	0.0	43.9	0.0
WCS用稲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	3.2	0.0	3.2	0.0	5.0	0.0
麦	71.3	49.6	66.9	52.6	72.0	60.0
大豆	80.8	0.0	78.7	0.0	81.0	0.0
飼料作物	0.7	0.0	0.7	0.0	5.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0
そば	7.7	2.6	7.7	2.6	8.0	3.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	1.6	0.0	1.6	0.0	3.0	0.0
高収益作物	24.1	0.9	24.0	0.9	26.0	0.9
・野菜	19.3	0.9	19.2	0.9	20.0	1.0
・花き・花木	2.9	0.0	2.9	0.0	3.0	0.0
・果樹	1.7	0.0	1.7	0.0	2.0	0.0
・その他の高収益作物	0.2	0.0	0.2	0.0	1.0	0.0
その他	304.5	0.0	356.4	0.0	300.0	0.0
・休耕等	304.5	0.0	356.4	0.0	300.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦(小麦・二条大麦・六条大麦)、大豆 ※基幹作のみ	団地化・土地利用集積加算	麦、大豆の団地化・土地利用集積面積 (ha)	(令和5年度) 80.3ha	(令和6年度) 72.0ha (令和7年度) 68.0ha (令和8年度) 85.0ha
2	麦(小麦・二条大麦・六条大麦)、大豆 ※二毛作のみ	二毛作助成	二毛作の導入面積 (ha)	(令和5年度) 46.4ha	(令和6年度) 46.0ha (令和7年度) 55.0ha (令和8年度) 60.0ha
3	地域振興作物（別添1のとおり） ※基幹作のみ	地域振興作物助成	地域振興作物取組面積 (ha)	(令和5年度) 5.0ha	(令和6年度) 5.6ha (令和7年度) 6.0ha (令和8年度) 7.0ha
4	新市場開拓用米 ※基幹作のみ	新市場開拓用米の生産性向上等の取組への助成	・新市場開拓用米取組面積 (ha)	(令和5年度) 35.2ha	(令和6年度) 38.1ha (令和7年度) 41.0ha (令和8年度) 43.9ha
			・新市場開拓用米の多収品種導入割合 (%)	(令和5年度) 87.3%	(令和6年度) 88.0% (令和7年度) 90.0% (令和8年度) 95.0%

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

別添1(地域振興作物)

地域振興作物(高収益作物)の助成対象作物及び助成単価

- ※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象とする。
- ※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対象とする。
- ※助成対象作物は、令和6年産(令和6年4月1日～令和7年3月31日までに収穫した作物)とする。
ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○野菜 (8,000 円/10a)

かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、キャベツ、たまねぎ、じゃがいも、にんじん、その他野菜

○花き・花木 (8,000 円/10a)

シクラメン、カーネーション、ばら、トルコギキョウ、チューリップ、グラジオラス、フリージア、しゃくやく、菊、その他花き・花木

○果樹 (8,000 円/10a)

日本なし、うめ、りんご、もも、柿、いちじく、キウイフルーツ、栗、ブルーベリー、ぶどう、ゆず、その他果樹

※2024年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。注: 生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。

○豆類 (8,000 円/10a)

小豆、落花生、いんげん

○加工用青刈り稲・茶・たばこ・ウコン
(8,000 円/10a)

※加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていることを条件とする。

○湛水性野菜 (8,000 円/10a)

れんこん、せり、クレソン、その他湛水性野菜

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:那珂市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	団地化・土地利用集積加算	1	8,000	麦(小麦・二条大麦・六条大麦)、大豆	団地化で4ha以上の連担、土地利用集積で3ha以上の作付
2	二毛作助成	2	9,000	麦(小麦・二条大麦・六条大麦)、大豆	主食用米と対象作物、又は対象作物と対象作物の二毛作
3	地域振興作物助成	1	8,000	地域振興作物(別添1のとおり)	対象作物の収穫販売
4	新市場開拓用米の生産性向上等の取組への助成	1	5,000	新市場開拓用米	新規需要米取組計画または生産製造連携事業計画の認定を受けている者で、生産性向上の取組を1つ行う

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別添1(地域振興作物)

地域振興作物(高収益作物)の助成対象作物及び助成単価

- ※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象とする。
- ※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対象とする。
- ※助成対象作物は、令和6年産(令和6年4月1日～令和7年3月31日までに収穫した作物)とする。
ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○野菜 (8,000 円/10a)

かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、キャベツ、たまねぎ、じゃがいも、にんじん、その他野菜

○花き・花木 (8,000 円/10a)

シクラメン、カーネーション、ばら、トルコギキョウ、チューリップ、グラジオラス、フリージア、しゃくやく、菊、その他花き・花木

○果樹 (8,000 円/10a)

日本なし、うめ、りんご、もも、柿、いちじく、キウイフルーツ、栗、ブルーベリー、ぶどう、ゆず、その他果樹

※2024年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。注: 生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。

○豆類 (8,000 円/10a)

小豆、落花生、いんげん

○加工用青刈り稲・茶・たばこ・ウコン
(8,000 円/10a)

※加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていることを条件とする。

○湛水性野菜 (8,000 円/10a)

れんこん、せり、クレソン、その他湛水性野菜

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

那珂市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
那珂市農業再生協議会	12,253,000	12,253,000	12,253,000

(注) 追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

12,253,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3														所要額 ①×② (円)			
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他	合計 ② ※5	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹				その他の高収益作物
1	団地化・土地利用集積加算	1	8,000	1,000	6,200														7,200	5,760,000	
2	二毛作助成	2	9,000	4,600															4,600	4,140,000	
3	地域振興作物助成	1	8,000										440	100		20			560	448,000	
4	新市場開拓用米の生産性向上等の取組への助成	1	5,000								3,810								3,810	1,905,000	
合計(基幹)※4			実面積	1,000	6,200						3,810			440	100		20		11,570	※6 12,253,000	
合計(二毛作)※4			実面積	4,600	0														4,600		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

各使途ごとの面積の拡大分及び縮小分の調整を実施し、不足が生じる使途への充当を行った上で、さらに余剰がある場合には、次の順に単価を充当する。

以下の順番で調整する。

- ① 「整理番号2」の取組に対して、計画ベース:10,000円/10aを上限として、充当する。
- ② 「整理番号4」の取組に対して、計画ベース:20,000円/10aを上限として、充当する。
- ③ 「整理番号1」の取組に対して、計画ベース:9,000円/10aを上限として、充当する。
- ④ 「整理番号3」の取組に対して、計画ベース:9,000円/10aを上限として、充当する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

当該地域農業再生協議会における「所要額(活用実績額)の総額」が、「配分枠(追加配分及び2回目配分後の合計額)の総額」を上回った場合は、「配分枠の総額」を上回らないように、「各使途ごとの交付単価」について一律に減額調整を実施する。

調整方法については、以下の順番で実施する。

- ① 「単価調整係数(%)」(減額する割合)を算出する。

「単価調整係数(%)」=「配分枠(追加配分及び2回目配分後の合計額)の総額」÷「所要額(活用実績)の総額」

※小数第5位以下を切り捨てし、小数点第4位とする。

- ② 各使途ごとの交付単価(調整後ベース:活用実績額(単価))を確定する。

「各使途ごとの交付単価(調整後ベース:活用実績額(単価))」=「単価調整係数(%)」×「各使途ごとの交付単価(計画ベース)」

※小数点以下を切り捨てし、整数とする。

注:「各使途ごとの交付単価(計画ベース)」とは、追加配分及び2回目配分を受けた後に、上記『4. 追加配分を受けた場合の調整方法』に基づく調整を実施した後の「計画段階(計画ベース)」として確定した交付単価をいう。

- ③ 各使途ごとの所要額(活用実績額)を確定する。

「各使途ごとの所要額(活用実績額)」=各使途ごとの交付単価(活用実績額:調整後ベース)×「各使途ごとの助成対象面積」

6. 高収益作物について

- 豆類(小豆、落花生、いんげん)
- 加工用青刈り稲・茶・たばこ・ウコン

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	那珂市農業再生協議会		整理番号	1		
使途名	団地化・土地利用集積加算					
対象作物	麦（小麦・二条大麦・六条大麦）、大豆 ※基幹作のみ					
単 価	8,000 円/10a（上限単価9,000円/10a）					
課 題	<p>【令和5年度の評価】 ○令和5年度は主に団地の大豆作付面積が増加し、目標達成度は94.5%となった。引き続き翌年度以降の目標達成に向けて、団地化・土地利用集積面積の拡大を図る。令和6年度は、団地のブロックローテーションによる面積の減少が見込まれるため、目標面積を72haとするが、それ以外の既存面積を維持したいという観点から、交付単価の見直しは行わない。</p> <p>【令和6年度の課題】 ○稲作経営を安定させるために、需要に応じた生産・販売を実施することにより、米価を安定させることが必要である。 ○当地域の麦・大豆については、メーカーからの要望、直売所等による販売（加工品含む）を順調に伸ばしており、今後も安定的な供給を図る必要がある。 ○望ましい農業構造の姿である「効率的かつ安定的な農業経営」を実現するために、地域農業全体としての施策重点化を図り、農業者の経営不安を解消しつつ、農地利用集積を加速させることが必要である。 また、継続的な農業経営を確立させていくためにも、一定量のまとまった生産量を確立していくために、安定的な農作物の供給を実施する手法として、団地化形成による生産も必要不可欠である。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	麦、大豆の団地化・土地利用集積面積（ha）	目標	85	72	68	85
		実績	80.3	—	—	—
内 容	農地の高度利用として団地化・土地利用集積を行った水田で麦（小麦・二条大麦・六条大麦）、大豆を作付けた場合、その取組面積に対して一律支援を実施する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 販売等を目的として助成対象作物を生産する農業者等及び集落営農組織。</p> <p>2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>3. 取組の要件 (1) 団地化に該当する場合は、4ha以上の面的集積を形成している事。 (2) 団地化された農地において、対象作物を4ha以上生産している事。 (3) 団地化の面的集積に係る判断については、概ね連担している事を基本とするが、『平成25年度担い手への農地集積推進事業』における「規模拡大交付金」に定める要件に準ずる。 (4) 土地利用集積に該当する場合は、3ha以上の面積集積を実施している事。</p>					
取組の確認方法	<p>1. 助成対象者 「営農計画書」、「出荷販売契約書」により確認を行う。</p> <p>2. 対象農地・作付面積等 実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3. 取組の要件 実施要綱Ⅳの第2の1の(4)の規定に準じて、出荷・販売状況が分かる書類として、「出荷・販売伝票」により確認を行う。 (1) 「営農計画書」、「取組農業者等一覧」、「ほ場位置図」、「現地確認結果野帳」等により確認を行う。 (2) 「営農計画書」、「ほ場位置図」、「現地確認結果野帳」等により確認を行う。 (3) 「営農計画書」・「ほ場位置図」と「規模拡大交付金に定められた要件」との突合により確認を行う。 (4) 「営農計画書」、「農用地利用権の設定状況が把握できる書類」、「農作業受委託契約書」、「現地確認結果野帳」等により確認を行う。</p>					
成果等の確認方法	麦、大豆の団地化・土地利用集積面積については、毎年度2月末日までに支払対象面積を集約したデータを用いて目標の達成率を算出する。					
備考	令和8年度まで					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	那珂市農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	二毛作助成					
対象作物	麦（小麦・二条大麦・六条大麦）、大豆 ※二毛作のみ					
単 価	9,000 円/10a（上限単価：10,000円/10a）					
課 題	<p>【令和5年度の評価】 ○令和5年度は転作団地の二毛作面積が増加したため、目標達成度は92.8%となった。翌年度以降の目標達成に向けて、二毛作の導入面積の拡大を図る。令和6年度は、ブロックローテーションによる減少が見込まれる年ではあるが、それ以外のほ場での増加が見込まれるため、目標面積を46haとし、交付単価の見直しは行わない。</p> <p>【令和6年度の課題】 ○対象作物の作付け増加、食料自給率の向上のため、二毛作の取り組みを支援する必要がある。 ○稲作経営を安定させるために、需要に応じた生産・販売を実施することにより、米価を安定させることが必要である。 ○近年、当地域における二毛作への取組面積は、農業者の高齢化や所得減少による生産に対する意欲の低下等もあり、微減傾向にあるのが実情である。 しかしながら、水田の収益力強化及び食料自給率向上の観点から、当地域の主農産物であり、販売先も確保されている麦・大豆を二毛作で取り組むことが、水田の高度利用という観点から必要不可欠であり、更なる取組面積の拡大が必要である。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	二毛作の導入面積（ha）	目標	50	46	55	60
		実績	46.4	—	—	—
内 容	麦（小麦・二条大麦・六条大麦）、大豆を作付けた水田で、農地の高度利用として二毛作の取組を行った場合、その取組面積に対して一律支援を実施する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 販売等を目的として助成対象作物を生産する農業者等及び集落営農組織</p> <p>2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>3. 取組の要件 以下の①・②の取組による組み合わせのみを助成対象とする。 ①主食用米と対象作物 ②対象作物と対象作物</p>					
取組の確認方法	<p>1. 助成対象者 「営農計画書」、「出荷販売契約書または出荷販売計画書」により確認を行う。</p> <p>2. 対象農地・作付面積等 実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3. 取組の要件 実施要綱Ⅳの第2の1の（4）の規定に準じて、出荷・販売状況が分かる書類として、「出荷・販売伝票」により確認を行う。 ①・②については、「営農計画書」及び「現地確認結果野帳」、「農作業日誌」等により確認を行う。</p>					
成果等の確認方法	二毛作の導入面積については、毎年度2月末日までに支払対象面積を集約したデータを用いて目標の達成率を算出する。					
備考	令和8年度まで					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	那珂市農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	地域振興作物助成					
対象作物	地域振興作物（別添1のとおり） ※基幹作のみ					
単 価	8,000		円/10a（上限単価：9,000円/10a）			
課 題	<p>【令和5年度の評価】</p> <p>○令和5年度については、前年から野菜の作付に取り組む農家数が減少したため、目標達成度は69.4%となった。目標を令和6年度：5.6haとし、翌年度以降の目標達成に向けて、引き続き支援を行い、支援内容の見直しは行わない。</p> <p>【令和6年度の課題】</p> <p>○当地域は、主食用米の作付けが多く、需給安定を図る観点から、高収益作物等への作付転換を推進することが必要である。</p> <p>○稲作経営の安定を図るためには、需要に応じた生産・販売を実施し、米価を継続的に安定させることも重要となる。</p> <p>○当地域における地域振興作物の出荷販売については、少量多品目を生産する農家が大多数であるが、道の駅等での売り上げを順調に伸ばしてきており、かつ、大都市圏への販売も徐々に進められるようになってきているため、更なる作付拡大に向けた地域ぐるみの取り組みが必要である。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地域振興作物取組面積（ha）	目標	7.2	5.6	6.0	7.0
		実績	5.0	—	—	—
内 容	別添1に定める地域振興作物（高収益作物）の取組面積に対して一律支援を実施する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 販売等を目的として対象作物を生産する農業者等及び集落営農組織</p> <p>2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 ※県設定「新規需要米の生産性向上等の取組」に係る面積分も対象とする。</p> <p>3. 取組の要件 （1）別添1地域振興作物に定める助成対象作物を収穫し、販売を行うこと。 （2）果樹については、令和6年度が生育期間にあたる場合は、次年度以降の販売に向けた適切な肥培管理等を行うこと。（新植、改植、品種の一挙更新の初年度を含めて4年間が対象期間）</p>					
取組の確認方法	<p>1. 助成対象者 営農計画書、出荷販売契約書または出荷販売計画書により確認を行う。</p> <p>2. 対象農地・作付面積等 実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3. 取組の要件 （1）実施要綱Ⅳの第2の1の（4）の規定に準じて、出荷・販売状況が分かる書類として、出荷・販売伝票により確認を行う。 （2）原則、出荷販売伝票により確認を行う。ただし、出荷販売が実施できず、生育期間に該当する場合については、現地確認結果野帳や農作業日誌等により、作付面積及び適切な肥培管理の実施状況を確認する。</p>					
成果等の確認方法	地域振興作物（高収益作物）の作付面積については、毎年度2月末日までに支払対象面積を集約したデータを用いて目標の達成率を算出する。					
備考	令和8年度まで					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

地域振興作物(高収益作物)の助成対象作物及び助成単価

※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象とする。

※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対象とする。

※助成対象作物は、令和6年産(令和6年4月1日～令和7年3月31日までに収穫した作物)とする。

ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○野菜 (8,000 円/10a)

かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、キャベツ、たまねぎ、じゃがいも、にんじん、その他野菜

○花き・花木 (8,000 円/10a)

シクラメン、カーネーション、ばら、トルコギキョウ、チューリップ、グラジオラス、フリージア、しゃくやく、菊、その他花き・花木

○果樹 (8,000 円/10a)

日本なし、うめ、りんご、もも、柿、いちじく、キウイフルーツ、栗、ブルーベリー、ぶどう、ゆず、その他果樹

※2024年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。注:生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。

○豆類 (8,000 円/10a)

小豆、落花生、いんげん

○加工用青刈り稲・茶・たばこ・ウコン

(8,000 円/10a)

※加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていることを条件とする。

○湛水性野菜 (8,000 円/10a)

れんこん、せり、クレソン、その他湛水性野菜

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	那珂市農業再生協議会		整理番号	4		
用途名	新市場開拓用米の生産性向上等の取組への助成					
対象作物	新市場開拓用米 ※基幹作のみ					
単 価	5,000		円/10a（上限単価:20,000円/10a）			
課 題	<p>【令和5年度の評価】 ○令和5年度の目標達成度は、新市場開拓用米に取り組む面積が増加し、100%となった。多収品種導入割合の目標達成度についても、大規模に作付けを行う農家が多収品種への切り替えを進めたため87.3%となり、目標達成度は104.8%となった。引き続き翌年度以降の目標達成に向けて、更に新市場開拓用米取組面積の拡大を図る。そのため、交付単価は据え置きとし、取組面積にかかる目標はを上方修正し、令和6年度は38.1haとする。また、多収品種導入割合にかかる目標についても上方修正し、令和6年度は88%とする。</p> <p>【令和6年度の課題】 ○稲作経営を安定させるために、需要に応じた生産・販売を実施することにより、米価を安定させることが必要である。 ○畑作物の導入が困難な湿田が多い当地域においては、新たな設備投資が不用であり、新たな用途向けとして供給する新市場開拓用米の作付拡大を推進することが有効となる。 ○主食用米の需給安定を図るため、自らの経営改善や地域の課題解決に率先して取り組む意欲ある担い手を中心に、収入を増大するための多収品種等の導入、生産コスト低減のための農地の利用集積や団地化の取組、低コスト技術の導入などを推進することが必要である。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新市場開拓用米 取組面積（ha）	目標	35.2	38.1	41	43.9
		実績	35.2	—	—	—
	新市場開拓用米 の多収品種導入割合（%）	目標	83.3	88	90.0	95.0
実績		87.3	—	—	—	
内 容	新市場開拓用米を作付けした水田で、別添2に定める生産性向上等の一定の取組を行った場合、その作付面積に対して一律支援を実施する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 販売等を目的として対象作物を生産する農業者等及び集落営農組織。 かつ、新規需要米取組計画または生産製造連携事業計画の認定を受けている者。</p> <p>2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>3. 取組の要件 別添2「取組条件の詳細（新規需要米：新市場開拓用米）」のとおり。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者 「営農計画書」、「出荷販売契約書」により確認を行う。 「新規需要米取組計画書」または「生産製造連携事業計画書」により確認を行う。 別添2「取組条件の詳細（新規需要米：新市場開拓用米）」に記載された確認資料等により行う。</p> <p>2. 対象農地・作付面積等 実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3. 取組の要件 実施要綱Ⅳの第2の1の（4）の規定に準じて、出荷・販売状況が分かる書類として、「出荷・販売伝票」により確認を行う。 別添2「取組条件の詳細（新規需要米：新市場開拓用米）」に記載された確認資料等により行う。</p>					
成果等の 確認方法	新市場開拓用米の作付面積については、毎年度2月末日までに支払対象面積及び多収品種の作付状況を集約したデータを用いて目標の達成率を算出する。					
備考	令和8年度まで					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

新市場開拓用米の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

○経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

○新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等	
多収品種の導入(ハイブリッド品種、又は、多収性である品種)		ハイブリッドとうごう1号、ハイブリッドとうごう2号、ハイブリッドとうごう3号、ハイブリッドとうごう4号、ほしじるし、にじのきらめき	・購入伝票 ・自家採種種子の場合は、自家採種の種子による取組内容が把握できる書類 ・営農計画書	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票	
	施肥の低コスト化	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。 ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
		側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
		育苗箱全量施肥	・水稻の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・作業日誌 ・購入伝票
		低成分肥料施肥	・土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
		流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
		疎植栽培	・50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30~35日、コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。	
	不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真	
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票	
連坦化		・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図	
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細	
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)	
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿	
人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)		・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書	

令和6年度 那珂市農業再生協議会会員名簿

NO	役員等名	所 属 ・ 役 職	氏 名
1	会 長	常陸農業協同組合 代表理事組合長、認定方針作成者 常陸農業協同組合	秋山 豊
2	副会長	那珂市 産業部長	加藤 裕一
3	監 事	常陸農業協同組合 理事	上金 昭
4	〃	那珂市 産業部農政課長	石井 宇史
5	会 員	那珂市議会 議長	木野 広宣
6	〃	那珂市議会 議員	寺門 勲
7	〃	那珂市議会 議員	大和田 和男
8	〃	那珂市議会 議員	福田 耕四郎
9	〃	那珂市農業委員会 会長	根本 衛
10	〃	那珂市農業委員会 常任委員長	鈴木 久夫
11	〃	那珂市農業委員会 事務局長	澤島 克彦
12	〃	認定方針作成者 (有) 叶屋商店	海野 敦之
13	〃	認定方針作成者 木崎産業 (株)	稲田 守
14	〃	認定方針作成者 (株) 後藤商店	後藤 英明
15	〃	認定方針作成者 中庭 正一	中庭 正一
16	〃	認定方針作成者 箕川 清	箕川 清
17	〃	認定方針作成者 (有) 福地商店	福地 利勝
18	〃	那珂川統合土地改良区副理事長	助川 良一
19	〃	岩崎江堰土地改良区 理事長	海野 藤男
20	〃	有ヶ池江下土地改良区 理事長	片野 壽洋
21	〃	額田北郷土地改良区 理事長	武藤 博光
22	〃	梅沢地区営農組合 組合長	芦間 榮
23	〃	大谷津水利組合 組合長	坪 浩一
24	〃	柳沢宮下土地改良組合 組合長	寺門 定範
25	〃	両宮水利組合 組合長	平野 照夫
26	〃	高内地区水利組合 組合長	飛田 昌秀
27	〃	神崎地区営農組合 組合長	瀬谷 未義
28	〃	岡瀬沢地区営農組合 組合長	根本 清志
29	〃	那珂市認定農業者等連絡協議会 会長	峯島 勝則
30	〃	那珂市認定農業者等連絡協議会 副会長	柳沼 正一
31	〃	那珂市認定農業者等連絡協議会 副会長	石崎 甲一
32	〃	消費者団体代表 食生活改善推進員協議会会長	小瀬 幸子
33	〃	茨城県県央農林事務所経営・普及部門 部門長	高吉 健一
34	〃	茨城県県央農林事務所企画調整部門 農業振興課長	松橋 宏昌
35	〃	いばらき広域農業共済組合 常陸太田支所 収穫共済課長	根本 貴之
36	〃	常陸農業協同組合 ひたちなか営農経済基幹センター長	岡部 琢也
37	〃	常陸農業協同組合 ひたちなか営農経済基幹センター 副センター長	飛田 浩光

オブザーバー

1	関東農政局茨城県拠点 地方参事官室 総括農政業務管理官	鈴木 正彦
2	全農いばらき県本部米穀部	齋藤 敦実